

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730007

研究課題名(和文) 法概念論のメタ規範論的分析と法命令説の現代的再構成

研究課題名(英文) Meta-normative analysis of Legal Theory and Reformulation of Command Theory

研究代表者

安藤 馨 (Ando, Kaoru)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：20431885

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：第一に、当為言明一般について、認知主義に基盤を置く型の混合的表出主義としての實在論的表出主義の説得性を擁護した。第二に、法的言明の意味論について、命令法の意味論的内容としての命法規範についての言明とする、實在論的表出主義による説明を与えた。第三に、ロナルド・ドゥワオーキンが法実証主義に対して提出してきた「理論的不同意問題」が、ハートの法実証主義の非認知主義に基盤を置く型の混合的表出主義の意味論的問題そのものであることを明らかにし、實在論的表出主義がこの問題を回避するための有力な理論的選択肢であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Firstly, we vindicated the plausibility of the Realist-Expressivism, which is a hybrid expressivism based on the cognitivism, as a semantic theory of deontic statements and judgements. Secondly, we provided the semantics of legal statements by the realist-expressivism, arguing they are the judgements about whether or not certain norms (which are typically the semantic contents of imperatives) belong to the set of norms identified by naturalistic facts. Thirdly, we elucidated the "Theoretical Disagreement Problem" by Dworkin and showed that it is a general semantic problem of the hybrid expressivism based on the non-cognitivism, of which Hart's legal positivism was an instance and that the realist-expressivism is a plausible alternative in that it can neatly solve the problem.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法実証主義 メタ倫理学 法命令説

1. 研究開始当初の背景

近年の法概念論に於いては、並行するメタ倫理学の進展の成果がほぼまったく等閑視されてきたと言わざるをえない。そこで、本研究では、特に法的言明や規範命題の意味論について、命令の意味論を探求するという基礎的作業に基づいて、實在論的表出主義意味論の理論的な支持可能性を探る、という試みが行われることになった。特に研究代表者のこれまでの研究によって法命令説が説得的な法概念論構想として維持可能である見込みが得られており、この全体的理論目標との関係で、かかる作業が要請されていたところであった。

2. 研究の目的

命令を巡る意味論を基盤として法的言明や規範的命題の意味論を理解するということが目指された。これは同時に、法的言明の意味論を命令とその意味内容たる命法に基礎づけて理解することを可能にするから、法命令説が意味論的テーゼとして維持可能であることを示すという本研究の主目的のための基盤構築的作業として行われるべきものであった。この作業が、命令の意味論を与えるということにともなって、不当な批判を蒙りがちな法命令説の内実を明らかにすることから、法概念論の未探求領域を精査するものとなることが見込まれた上で研究が開始された。これを列挙すれば次のようになる：

- (1)：当為言明の意味論を解明する
- (2)：当為言明の一種としての法的言明の意味論を(1)について与えつつ、その法的言明としての特有の事情が、意味論に如何なる制約を与えるかを明らかにする
- (3)：そのような制約の下で可能であり、またそれこそが説得的であるようなものとして法命令説を提示するというものである。

3. 研究の方法

主として文献研究によった。なお、成果の一部については国際学会での報告によりフィードバックを得た。

4. 研究成果

(1)：規範的言明一般についてのメタ規範理論的結果として、現在までの理論的進展に照らして實在論的表出主義がなお説得的なものとして維持可能である、という結果が得られた。特に、その命法との関係が明らかにされた。典型的には命令文の意味内容である命法は意味論的実体であって、同様に意味論的実体である命題が自然的事実の問題として同定されるある命題群(たとえば誰かの信念集合)に属する、ということが問題ないことと同様に、自然的事実の問題として同定された命法群にある命法が属するということを主張するものとして理解された当為言明の意味論が理論的問題のない、魅力的な見解で

あることが確認された。特に、当為判断に関して、認知主義(cognitivism)・動機付けの判断内在主義(motivational judgement internalism)・動機付けのヒューム主義(motivational Humeanism)が共立可能でない、という当為判断のトリレンマ問題に対して、動機付けの判断内在主義を棄却することで対応し、しかし、当為判断に動機づけが(必然的ではないにせよ偶然的ではありえないものとして)規則的にもなう事情を語用論的に説明する、という方策で対応する、という理論的選択が擁護された。なお、これに関連して、認知主義的ではあるが實在論的とは言えない型のメタ倫理の見解を、特に意味論的相対主義の問題を中心に検討した(なおこの研究結果は相対主義の自己論駁問題の射程を明らかにするという副産物を伴った)。

(2)：法的言明については、H.L.A. Hart 法実証主義法理論が採用していた法的言明の意味論を検討した上で、その(非認知主義を基礎とする)表出主義の理論的問題が明らかにされた。特に R. Dworkin による「理論的不同意問題」の論法が、まさに表出主義意味論の問題であることを明らかにし、また實在論的表出主義が(まさに實在論に定位することによって不同意問題を回避することによって)この問題を適切に免れうることを明らかにした。Hart の法実証主義が、内的観点からの法的言明の表出主義の意味論を与えた上で、そのような意味論に従った規範実践が更に一定の社会的条件を満たすときに限って、法に同定する理論であることを確認し、この Hart の表出主義が非認知主義を基盤とする型の混合的表出主義であることを明らかにした。さらに、これによって Hart の提供する意味論が Frege-Geach 問題を免れることを明らかにした。しかしながら、Frege-Geach 問題の本質を構成する意味論的不同意問題が、異個人間の場合には解消されないこと、これこそが Dworkin の理論的不同意問題であることを明らかにした。そこで、認知主義を基盤とするような混合的表出主義が魅力的な理論的選択肢であることを示すとともに、その認知主義部分を構成すべき意味論について、實在論的な意味論と、近年新たな展開を迎えつつある、意味論的相対主義のそれとの説得性を比較検討し、前者がより有望である(だが後者も現在のところ維持可能ではない)ということを明らかにした。

(3)：命令とそれに対する服従の可能性が、「当為は可能を含意する」の原則によって当為の問題と結びつくところから、神命説が当為判断にもたらす影響についても一定の整理が得られた。特に自由意志論の場面で、全知の神が名宛人の服従・不服従を「知りつつ」命令する際の、神の道徳的誠実性問題の回避が神命の非道徳的権威と権威に対する服従

によって初めて可能となることを明らかにし、そのように理解された権威性が翻って法の権威性を本質的に特徴づけることが理解された。また、このことが規範の帰結主義的な正当化と本質的に関連することを明らかにした。間接立法的に正当化された「φせよ！」という法規範は我々にφする行為理由を与えない。しかし、もし内的観点から法を受容する主体が、法を理由賦与的な道徳的権威として受容するとすれば、そうした受容と法規範が間接立法的に正当化されうるといふ信念とは両立可能でない。従って、法の存在条件にそれを内的観点から権威として受容する主体の存在が法実証主義的に要求されるならば、そうした主体による法の権威理解は道徳的権威のそれではあり得ず、法をそれ自体で独自のそして他の規範体系が与える行為理由を排除する行為理由を作出する権威としてもものではならず、これは主意主義的神命説に於ける神的権威と同型のものである。この権威理解の下では、道徳的考慮が法によって許可されて初めて可能になるということから、道徳性の法性への寄与を、十分条件としてではなく必要条件としてのみ認め、なおかつそのような寄与を行う道徳性も源泉準拠的に指定されなければならない、という型の包含的法実証主義（或いは全体が源泉準拠的であるので用語法によっては排除的法実証主義ということになるが）が要求される。立法の道徳的正当化の様態如何という規範的問題が可能ない記述的法理論の型をこのように強く制約する、ということを示したことは法概念論に於いて、本研究のような手法が理論的に少なからぬ意義を持つことを示すものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7 件)

安藤 馨、「現代法概念論の諸相：法の規範性と Euthyphro 問題」『神戸法學雑誌 (査読無)』神戸大学 第 63 巻 3 号, 2013, pp. 131-149
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81005431.pdf>

安藤 馨、「規範的談話の意味論：意味論的相対主義と不同意問題」『神戸法學雑誌』(査読無) 神戸大学 第 63 巻 2 号, 2013, pp. 133-159
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81005337.pdf>

安藤 馨、「論究の芽：メタ倫理学と法概念論」『論究ジュリスト』(査読無) 有斐閣 2013 年夏号 pp. 86-93

安藤 馨、「現代自由意志論の諸相：論理

的決定論について(1)」『神戸法學雑誌』(査読無) 神戸大学 第 62 巻 3・4 号, 2013, pp. 147-185
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81005327.pdf>

安藤 馨、「統治理論としての功利主義」『功利主義ルネッサンス 統治の哲学として (法哲学年報 2011)』(査読有) 有斐閣, 2012, pp. 47-63

安藤 馨、「書評：児玉聡 著『功利と直観 - 英米倫理思想史入門』(勁草書房, 2010 年)」『社会と倫理』(査読無) 南山大学社会倫理研究所 第 26 号, 2012, pp. 117-126

安藤 馨、「功利主義からサンデルまでの長い話」『法学セミナー』(査読無) 日本評論社 第 677 号(2011/05), pp. 10-13

[学会発表](計 1 件)

安藤 馨、「Divine Authority and Authority of Law」国際社会法哲学学会 (IVR)2013 年世界大会 (Belo Horizonte, Brazil), (2013/07/22)

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等
特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安藤 馨 (ANDO, Kaoru)
神戸大学・法学研究科・准教授
研究者番号：20431885

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者 ()

研究者番号：